

菊陽町プレミアム付食事券事業Q & A (対象店用)

登録方法

Q 加盟店に登録をしたいのですが、登録をできる期間を教えてください。

A 2021年8月16日(月)から2021年11月30日(火)までです。

Q 加盟店登録資格を教えてください。

A 下記の①～③を全て満たすことが参加条件です。

① 食品衛生法の飲食店営業の許可を得ている飲食店で、日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店であること。

② その場で飲食させる事業所(消費税10%での飲食を提供する店)であること。

③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むこと。その取組内容を店頭で掲示し、熊本県の感染防止対策チェックリスト、ステッカーの活用及び熊本県内市町村の実施する感染防止対策に協力すること。

Q 家族で小さな飲食店を営んでいます。事業に参加するには事業規模要件はありますか？

A 家族経営の小さな飲食店など、規模の大小にかかわらず、事業に参加していただくことができます。

Q デリバリーのみを行っているお店やキッチンカーを営んでいます。対象店に登録可能でしょうか？

A デリバリーやキッチンカーのみを行っているお店は日本標準産業分類の「77 配達飲食サービス業」に分類されるため、登録できません。

Q 飲食店が営んでいる屋台やキッチンカーは、登録可能でしょうか？

A 屋台やキッチンカーは、飲食店が営む場合でも対象となりません。日本標準産業分類の「77 配達飲食サービス業」にあたります。

Q 対象店に登録する費用は必要ですか？

A 無料です。登録料、換金手数料はかかりません。

Q 複数店舗で登録をしたいのですが、一括で登録することはできますか？

A 1店舗毎に登録が必要です。

Q 振込口座は銀行以外でも登録できますか？

A 信用金庫や信用組合でも登録可能です。法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者名義の口座を登録してください。

Q 事業の途中で振込口座の変更はできますか？

A 業務を受託している菊陽町商工会へご相談ください。

Q 対象店の申請をしました。承認されたかを教えてください。

A 承認されると認定証が菊陽町商工会から送付されます。また、こちらのサイト内「対象飲食店一覧」でも確認いただけます。

<URL><https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0033061/index.html>



Q 他店舗の登録状況を教えてください。

A 他店舗の登録状況に関するお問い合わせはお受けできません。上記ホームページに掲載する「対象飲食店一覧」にて各自で登録店舗をご確認ください。

Q 食事券の利用はいつからスタートできますか？

A 対象店登録申請を行い、**10月1日（金）**までに認定を受けた場合は、**利用開始日**の**10月1日（金）**から利用ができます。

対象店登録申請を「**10月1日（金）以降**」に行った場合は、認定を受けた日から利用可能です。認定に当たり、認定証とチラシを配付しますので、掲示してください。

Q 対象店になった場合、別途準備しなければならない設備等がありますか？

A 対象店になる場合、「熊本県感染防止対策チェックリスト」に基づく感染症対策に取り組んでいただくことが条件となります。

Q 申請して、どれくらいで対象店に認定されますか？

A 不備がなければ、菊陽町商工会に申請後、1週間程度で認定します。

Q 認定証やチラシ等を貼る必要はありますか？

A 利用者が認識できるよう、見えやすい場所に掲示をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策関連の指定された掲示物については、必ず設置をお願いします。

食事券の取扱

Q 食事券とはなんですか？

A 事前に対象店として登録された町内の飲食店で使えるプレミアム付食事券です。1セット7,500円の食事券を5,000円で購入できます。プレミアム率は50%です。1,000円券×5枚、500円券×5枚の計7,500円を1セットとしています。

Q 食事券の利用期間を教えてください。

A **令和3年10月1日（金）**～令和3年12月25日（土）までです。ただし、新型コロナウイルスの感染状況次第で、変更することがあります。

Q 食事券と現金を併用しての支払いは可能ですか？

A 併用してのお支払が可能です。

Q 食事券の対象店がデリバリーやテイクアウトを行っている場合、デリバリーやテイクアウトを利用した場合にも食事券は利用可能でしょうか？

A 食事券を利用することができます。ただし、デリバリーの場合は、対象店自ら配達を行っていることが条件となります（出前専用サイト及び飲食店が配達を他の事業者に依頼している場合は対象にはなりません）。

Q コーヒーチケットや店舗独自の回数券などの購入に食事券を利用できますか？

A 食事券でコーヒーチケットや店舗独自の回数券を購入することはできません。

Q 消費税、10%のサービス代や深夜料金、ワインなどの持込手数料など、飲食費とは別途徴収する費用の支払いも食事券の対象としてよいですか？

A 食事券は飲食代金対象となりますが、これらは、飲食代金と一体的なものとして、食事券の対象となります。

Q 飲食店のレジ横で販売しているレトルト食品などを食事券で購入することはできますか？

A レジ横で販売しているレトルト食品などは、食事券で購入することはできません。レジ横で販売されているものは、食品であっても対象外です。

Q 誤って他店舗の押印がある食事券を受け取ってしまいました。

A 他店舗の押印がある食事券は換金できません。

利用者から受け取る前に、食事券の「対象店記入欄」に他店舗の記載や押印がないことを確認してください。受け取ってしまった場合は、換金できないため、注意の徹底をお願いします。

Q 食事券を破損・汚損した場合は換金ができますか？

A 「食事券名」「券面額」「管理番号」が目視で確認できない場合は換金できません。

Q 食事券の不正を見抜く方法はありますか？

A ①コピーガードが施されています（コピーの場合は、目視で偽造が分かります）。
②対象店に配付する食事券見本と紙質や色合いなどが相違ないかご確認ください。

Q 受け取った食事券が偽物だった場合どのように対処したらよいですか？

A 食事券の受け取りを拒否し、速やかに警察に通報してください。その後、町役場（商工振興課）と菊陽町商工会に連絡してください（休日の場合は、翌営業日に連絡をお願いします）。

Q 十分な注意を払っても偽造された食事券を受け取った場合、その責任は誰が負うのですか？

A 飲食店側で責任を負っていただく（換金できない）こととなりますので、偽造された食事券を受け取らないようご注意ください。

Q おつりはいらないと言われた場合はどうすればよいですか？

A 金銭トラブルになる可能性があるため、券面額以上でのご利用をお勧めください。おつりは出せませんのでご注意ください。

Q お店負担でおつりを支払ってもよいですか？

A 「食事券はおつりが出ない」と明記していますので、店の負担であってもおつりは出さないでください。

Q 食券機を導入しているため、店で食事券と現金を交換してよいですか？

A 食事券と現金の交換は絶対に行わないでください。食事券を利用する場合は、食券機を利用せず会計してください。

食事券の換金

Q 換金できる期間を教えてください。

A 以下の表のとおりです。請求受付後、10日程度で口座に請求金額が振り込まれるので確認ください。

請求できる期間		振込予定日
令和3年10月分	翌月1日から10日までの 平日午前9時～午後4時 ※10日が休日の場合は、 商工会の翌営業日まで	請求受付後、10日程度
令和3年11月分		
令和3年12月分		

Q 支払われた食事券はどのように管理・報告したらよいですか？

A 使用された食事券は換金するまで、大切に保管をお願いします。換金手続きは、「菊陽町プレミアム付食事券事業対象店用マニュアル」でご確認ください。

Q 食事券の利用期間を過ぎていますが、食事券を受け取ってしまいました。換金できますか？

A 利用期間を過ぎてから受け取られた食事券は換金対象外です。受け取らないよう、注意してください。

Q 食事券への書き込みをしてもよいですか？

A 裏面の記入欄に利用日等の書き込みは構いませんが、「食事券名」「券面額」「管理番号」が目視で確認できない場合は換金できなくなりますのでご注意ください。

Q 食事券裏面の対象店記入欄にある受領店名の記入方法を教えてください。

A 受領日及び店舗名を直筆（油性マーカーや消せないボールペン）又はスタンプ等で押印してください。

※換金に必要な情報は、「店舗名」のみです。目視の際に「店舗名」が把握できれば、住所や電話番号の記載があっても問題ありません。

<食事券裏面>

記入例

<注意事項>

- ・菊陽町プレミアム付食事券事業実施要領を遵守し、適正に利用してください。
- ・食事券は、事前に登録された町内の飲食店でのみ利用できます。
- ・食事券でのお支払いの場合は、つり銭は出ません。
- ・食事券を破いたり、汚したりしないでください。破損、汚損がひどい場合は、利用できません。
- ・食事券の偽造、変造、売買、譲渡は行わないでください。偽造や変造を確認した場合は、警察に通報します。
- ・食事券の盗難、紛失、滅失等に対して、町は責任を負いません。

※対象店記入欄（利用者は記入しないでください）

<受領日> 令和3年 10 月 1 日

<受領店名> ○○○レストラン

・お客様から受け取った食事券は、受領日と受領店名を記入し、換金するまで大切に保管してください。

<押印の場合>

※対象店記入欄（利用者は記入しないでください）

<受領日> 令和3年 10 月 1 日

【押印例1】

【押印例2】
日付入スタンプ

'21.10.1

<受領店名>

○○○レストラン
菊陽町○○○番地
TEL 096-○○○-○○○

○○○
レストラン

・お客様から受け取った食事券は、受領日と受領店名を記入し、換金するまで大切に保管してください。

Q 換金期間を過ぎてしまった場合は対応できますか？

A 換金期間を過ぎてしまった場合は、換金することはできません。最終の請求期間は令和4年1月11日(火)です。

その他

Q 従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が出ました。対象店除外となりますか？

A まずは保健所に速やかに報告し、保健所の指示に従って、感染拡大や再発防止に努めてください。併せて、菊陽町商工会にご一報ください。

Q 対象店だったのですが、参加を取りやめたいです。可能でしょうか？

A 可能です。菊陽町商工会にご連絡ください。